令和２年度からの物品調達等及び委託役務に係る
契約制度の変更点等について

令和２年３月２７日

総務部　契約課

1　委託役務に係る予定価格の公表について

（1）予定価格の公表

予定価格とは地方公共団体が契約の締結に際して、その契約金額を決定する基準として予定価格決定権者があらかじめ作成する価格をいいます。予定価格の決定は、競争入札の公正性を維持するために極めて重要な意義を有するものであることから、競争入札の透明性を高めるため、予定価格を公表するものです。

（2）公表の対象

委託役務（測量、建設コンサルタント等業務を除く）に係る一般競争入札及び指名競争入札を対象とし、令和２年４月１日以降の競争入札から実施します。

なお、物品調達等については公表の対象外とします。

<table>
<tr><td>物品調達等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>買入れ・製作</td><td rowspan="5">随意契約</td><td rowspan="5">指名競争入札</td><td rowspan="5">一般競争入札</td></tr>
<tr><td>修繕</td></tr>
<tr><td>印刷・看板</td></tr>
<tr><td>借入れ</td></tr>
<tr><td>エネルギー</td></tr>
<tr><td>委託役務</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>建築保全</td><td rowspan="12">随意契約</td><td rowspan="12">指名競争入札</td><td rowspan="12">一般競争入札</td></tr>
<tr><td>警備・受付</td></tr>
<tr><td>測定・検査</td></tr>
<tr><td>情報処理</td></tr>
<tr><td>調査・計画</td></tr>
<tr><td>催事・広報</td></tr>
<tr><td>運搬</td></tr>
<tr><td>医療</td></tr>
<tr><td>学校業務</td></tr>
<tr><td>税務業務</td></tr>
<tr><td>設備・備品点検</td></tr>
<tr><td>労働者派遣</td></tr>
</table>

予定価格の公表対象

※本表は、平成２９～３２年物品調達等及び委託役務の競争入札参加資格者名簿の区分を例に作成しています。

（3）公表の時期

予定価格の公表は、落札決定後、「入札の結果に関する公表」において行います。（建設工事や、測量、建設コンサルタント等とは公表の時期が異なりますので、ご注意ください。）

（4）公表の方法

契約課が行う一般競争入札については、契約課の窓口で閲覧に供するほか、市のホームページにおいて公表します。また、担当課が行う指名競争入札については、担当課窓口で閲覧に供します。

２　民法改正に伴う契約約款の改正について

民法の一部改正に伴い、物品調達等及び委託役務に関する契約において使用する契約約款や特約事項等を改正します。主な改正点は次のとおりです。

（１）契約不適合責任

改正後の民法では、「瑕疵担保責任」から「契約不適合責任」に改められ、引き渡された目的物等が契約の内容に適合しない場合は、履行の追完を請求することができることが明記されました。

また、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができることとされました。

これらの責任を追及するには、発注者は契約不適合を知った時から１年以内に受注者に通知しなければないこととされました。

これらの内容を踏まえ、契約約款における受注者の責任に関する規定を改正します。

（２）催告による解除と催告によらない解除

民法の改正により、契約の解除権は「催告による解除」と「催告によらない解除」に分けて規定されました。これを踏まえて、契約約款において規定している「発注者の解除権」については、催告解除と無催告解除に分けて規定します。

ア　催告による解除

契約の履行がない場合で、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がない場合や、正当な理由がないのに、受注者が発注者の指示に従わない場合等。

（ただし、期間を経過した時における債務の不履行が、この契約や取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、契約を解除することができません。）

イ　催告によらない解除

受注者が契約の履行の全部が不能であるときや、契約の一部が履行されない場合において、履行された部分のみでは契約の目的を達成できない場合等。

（３）契約解除の帰責事由

これまで、受注者の責めに帰する事由により契約が履行されない場合は、受注者は契約を解除することができることとしていました。民法の改正に伴い、受注者の帰責事由の有無は問わず、「催告による解除」又は「催告によらない解除」に該当する場合は、発注者は契約を解除することができるよう改正します。

なお、発注者の責めに帰する事由がある場合は、発注者は契約を解除することができないことを規定します。

３　印刷製本に係る見直しについて

（１）公開見積り合わせに係る資格要件（地理的条件）の見直し

本市では、物品調達や委託役務の契約は、公正性等に留意しながら、分離・分割発注に努めるとともに、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）」の趣旨に基づき、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に努めているところです。

また、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、適正な競争原理のもと、公平性を確保したうえで、市内本店業者が参加しやすい入札条件の設定を行い、地元企業への優先発注に努めることとしております。

これまで、契約課から発注する**印刷製本**においては、一般競争入札については市内本店を原則として実施しておりましたが、印刷製本における公開見積り合わせにおいても**令和２年４月１日以降は市内本店での発注を原則**とし、性質上市内本店では納入・履行等が難しいものについてのみ市内営業所を含めた発注とします。

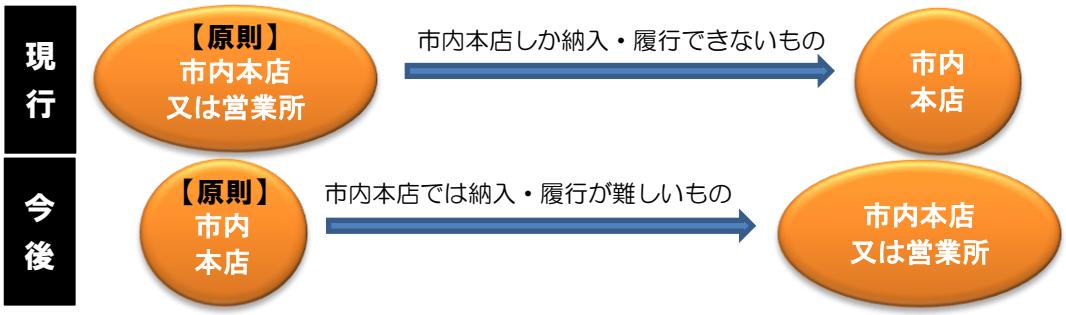

（２）公開見積り合わせの対象金額の見直し

これまで、印刷製本については 10 万円以上 50 万円以下の案件を対象に公開見積り合わせを行っていましたが、令和２年４月１日以降は、10 万円以上 130 万円以下の案件を対象に公開見積り合わせを実施することとします。

●東広島市契約規則

第２４条　施行令第１６７条の２第１項第１号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

(1)　工事又は製造の請負　１３０万円
(2)　財産の買入れ　８０万円
(3)　物件の借入れ　４０万円
(4)　財産の売払い　３０万円
(5)　物件の貸付け　３０万円
(6)　前各号に掲げるもの以外のもの　５０万円

≪発注区分≫

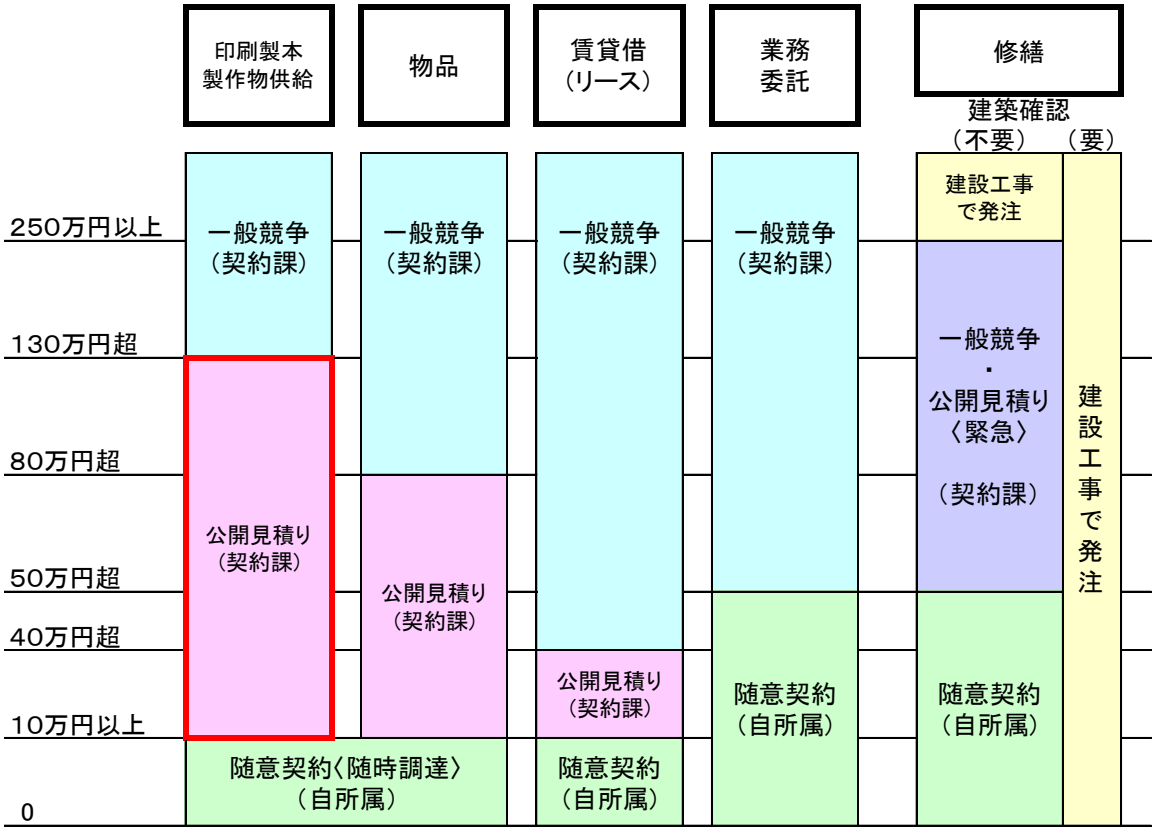

※この表は概ねの考え方であって、このとおりでない場合があります。

※　デザイン作成等を業者へ委託するもの、封入封かん等を伴うもの等は、従前どおり業務委託の区分で発注します。

4　入札書等の提出時間の変更等について

1　入札書等の提出時間の変更について

令和２年４月１日以降に実施する一般競争入札及び公開見積り合わせについて、入札書等の提出時間を次のとおり変更しますので留意してください。

（1）一般競争入札

No.	手続き等	現行		変更後
1	入札期間	入札日（２日間）（各日とも） 午前８時30分～午後５時15分	⇒	入札日（２日間）（各日とも） 午前９時00分～午後５時00分

（2）公開見積り合わせ

No.	手続き等	現行		変更後
1	見積書の提出期間	見積書の提出日 １日目：午後１時00分～ 午後５時15分 ２日目：午前８時30分～ 午後５時15分	⇒	見積書の提出日 １日目：午後１時00分～ 午後５時00分 ２日目：午前９時00分～ 午後５時00分

2　公開見積り合わせの閲覧資料の変更について

公開見積り合わせの実施時に公開している「発注番号一覧表」と「見積依頼一覧表」は重複する箇所が多いため、令和２年４月１日以降は、この２種類の一覧表を１つにした表での公開を予定しています。

なお、一覧表は全ての内容を網羅するものではないため、各案件の内容については、これまでと同様に仕様書等でご確認いただくようお願いします。

5　物品役務等競争入札参加資格者名簿の更新について（R3.1.1～R6.12.31）

現在の、物品役務等競争入札参加資格者名簿の資格の有効期間は、令和２年１２月３１日までです。

１ 制度概要

東広島市が発注する物品調達等及び委託役務の競争入札等に参加するためには、競争入札参加資格を有する必要があります。この競争入札参加資格の審査申請は、４年ごとに受け付けます。

（１）有効期間

資格の有効期間は令和３年１月１日から令和６年１２月３１日までの４年間です。

（２）資格の認定

競争入札参加資格審査（以下、「資格審査」という。）を受けようとする者は、事前に申請を行い、認定を受ける必要があります。

２ 資格審査の申請受付について

現在、詳細な日程については決定しておりませんが、大まかなスケジュールとしては次のとおりです。また、既存の登録業者については、申請日程等が決まりましたらファックスで通知する予定です。

競争入札参加資格申請 令和２年度事務スケジュール

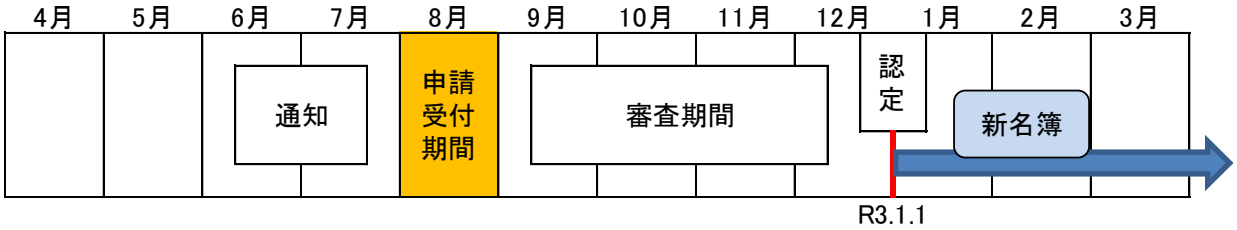

３　認定区分の追加及び変更について

次のとおり認定区分を追加又は変更する予定です。

現行名簿				新名簿			
区分	業種	種目	説明又は例示	区分	業種	種目	説明又は例示
（新設）				機密文書廃棄	機密文書廃棄	機密文書廃棄	破砕処理 溶解処理 移動式裁断
上水道業務	水道料金等収納整理業務	水道料金等収納整理業務	水道料金等の収納業務	上水道業務	水道料金滞納整理業務	水道料金滞納整理業務	水道料金等の滞納整理、給水停止等業務